

東日本大震災

復興支援活動に必要な経費の

一部を補助します

昨年の東日本大震災では多くの方々が被災され、岩見沢市にも多くの被災された方が避難しています。

市は、1人でも多くの市民の皆さんに被災された方々の支援に取り組んでいただきやすくなるよう、支援活動に必要な経費の一部を補助します。

対象となる活動と経費

◆被災者支援事業

市内に避難している被災された方に、勇気と希望を与えられる文化活動など

対象経費

会場使用料、印刷製本費、報償費、通信運搬費など

◆被災者等交流事業

被災地の子どもたちを岩見沢市に招待し、市民と交流を深め元気づける活動など

対象経費

交通費、バス借上料、宿泊費、会場使用料など

補助の条件

◆市内に住所がある団体などの取り組みであること

◆取り組む支援活動の内容が明らかであること

補助の対象となる活動期間

平成25年3月31日までに行われる支援活動

補助金額

補助対象経費の合計が5万円以上（収入がある場合は、それを除いた経費）となる活動に、50万円を限度としてその経費に対して2分の1を補助します。

申請受付

市住民自治・安全安心推進室に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、活動中や活動終了後の申請は受け付けできません。

申請書は市のホームページからも入手できます。

申請・問合せ先

市住民自治・安全安心推進室